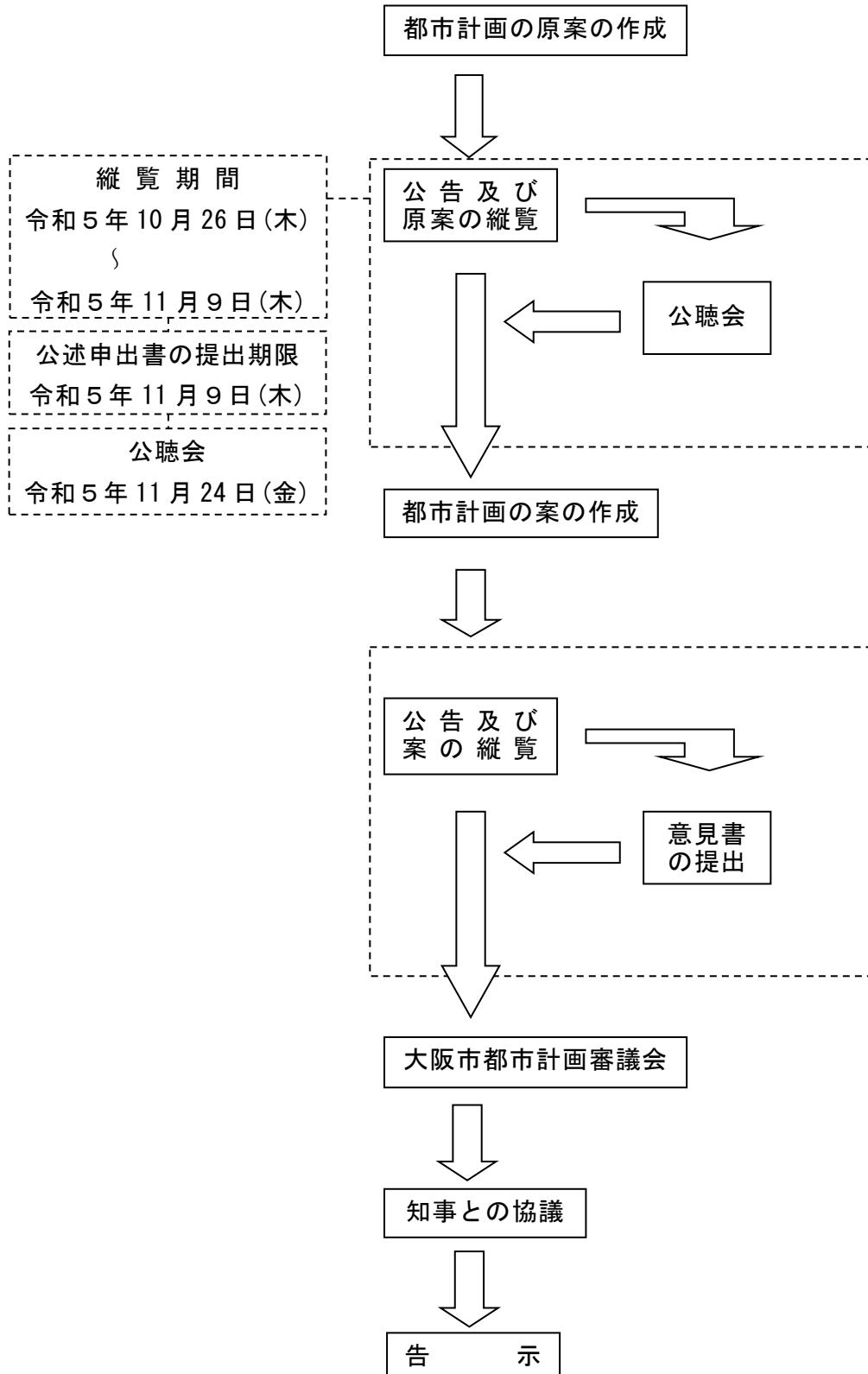


(参考資料)

特定街区の決定手続 (高麗橋一丁目特定街区)



■ 特定街区

特定街区は、市街地の整備改善を図るため街区の整備又は造成が行われる地区について、その街区内における建築物の容積率並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限を定める街区であり、その指定によって良好な環境と健全な形態を有する建築物を建築し、併せて有効な空地を確保すること等により都市機能に適応した適正な街区を形成し、もって市街地の整備改善を図ることを目的として、土地所有者等の同意のもとに定めることができるものである。

本市では、これまで、法円坂北・天満橋・愛隣・伝法・堂島西・安土町2丁目・京橋3丁目・豊崎三丁目・島之内一丁目・堂島二丁目の計10地区の特定街区を決定している。